

① 件名
個人市民税の寄附金税額控除に係る控除対象寄附金の指定等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 現在、個人市民税の寄附金税額控除の取り扱いについては、宮城県県税条例と同じ取り扱いをしているところであるが、今般、宮城県県税条例施行規則の改正が行われ、平成28年度の県民税から控除対象寄附金とする法人の対象を「県民の福祉の増進に寄与する寄附金として知事が指定した寄附金とする」としたことから、市民税の取り扱いを県民税と同様にする措置を講ずるもの。</p> <p>【目的】 個人県民税と同様に、個人市民税についても控除対象寄附金として指定することで、事業者の発展に寄与する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方税法 2 宮城県県税条例 3 石巻市市税条例 4 石巻市市税条例施行規則 <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
③ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成27年3月31日 宮城県県税条例施行規則の一部改正 （平成27年1月1日以後に支出する寄附金について適用）</p>
④ 主な内容
<p>宮城県と同様の取り扱いとするため、宮城県知事が指定した寄附金についても対象にできるよう「石巻市市税条例施行規則」で定めるもの。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>(影響) 平成28年度 税額控除額の見込み額 330,000円</p> <p>(効果) 個人県民税と同様に、個人市民税についても控除対象寄附金として指定することで、事業者の発展に寄与する。</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

当市の他、宮城県県税条例と同じ取り扱いで「その他規則で定めるもの」としている市

- ・多賀城市 市税条例施行規則の一部改正済み
- ・塩釜市 市税条例施行規則の一部改正予定
- ・岩沼市 検討中

⑧ 今後の予定及び施行年月日

平成27年12月

石巻市市税条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：平成28年1月1日）

※平成27年1月1日以後に支出した寄附金について適用

⑨ その他

この改正により「学校法人専修大学」が該当する。